

令和元年12月12日

役員
各支部長様
事務責任者

群馬県剣道連盟
会長 武藤成孝

受審者研修欠席者の扱いについて

時下、益々御精武のことと拝察申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおりの規定になっておりますので、各支部に於かれましては、受審される方へ通知して頂きますようお願い申し上げます。

記

1、対象 八・七・六段受審者研修会欠席者

2、欠席した場合の手順

- ①群馬県剣道連盟合同稽古（水曜日）に本審査の前までに必ず2回出席し、事務局長に來た旨、承認を得ること。
- ②会長宛の欠席の理由書を事務局長に直接提出すること。

3、その他

- ①全日本剣道連盟審査会に参加するには群馬県剣道連盟の受審者研修会を受けることが義務化されておりますので、よほどの欠席理由がない限り全日本剣道連盟審査への推薦はできません。群馬県剣道連盟本部役員・審議員会で決定済みです。
- ②六・七段の全日本剣道連盟審査が4・5月京都・愛知、8月地方審査、11月東京・愛知と年間3回実施されますが、それに向けての受審者研修会を群馬県剣道連盟では、4・5月向けに2月の第1回目の一度だけ参加すれば可。8月向けには第1回目と第2回目（6月）の二回参加しなければなりません。11月向けには第1回目、第2回目と第3回目（9月）のうち二回は参加しなければならないことになっております。

*尚、二回共欠席で水曜日の稽古に参加だけしての推薦はありません。

*各支部事務局は受審者に通知の徹底をよろしくお願い致します。